

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		収納滞納管理ファイル	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部納税課	
個人情報ファイルの利用目的		市税等の収納滞納管理のため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 賦課情報、6. 納付情報、7. 金融機関情報、8. 滞納整理情報	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		市税等の納税義務者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人、住民基本台帳、賦課担当課からの提供、各チャネルからの納付情報、国税徴収法第141条に基づく調査	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		埼玉県、他市区町村	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ 有り ☐ 無し	
（備考）			